

## 認定（仮認定）NPO法人とは

NPO法人のうち、一定の基準を満たしていることを香川県などの所轄庁から認定されたNPO法人のことです。

認定（仮認定）NPO法人に対して寄附をすると、寄附した人や団体には税制優遇があります。

認定（仮認定）NPO法人は、こちらのホームページで確認できます。

内閣府NPOホームページ

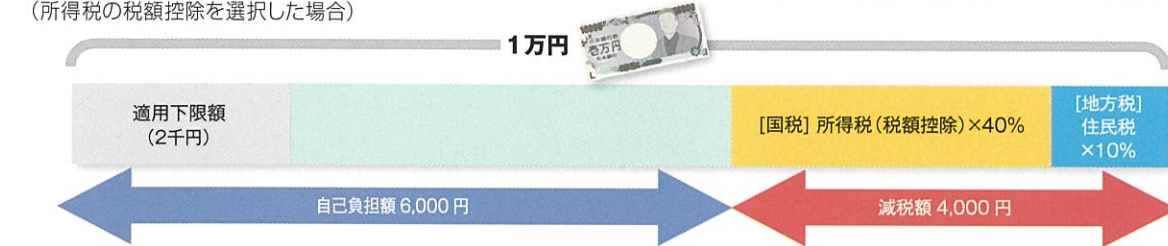
### ●個人が寄附する場合

- ・所得税では、所得控除 又は 税額控除のいずれかを選択して寄附金控除が受けられます。
- ・住民税でも、自治体が寄附金控除の対象として認定NPO法人を指定している場合、寄附金控除が受けられます。

※現在、香川県と高松市では、認定（仮認定）NPO法人を寄附金控除が受けられる団体として県税・市税の条例で指定していますので、この控除が受けられます。

### 控除額は（寄附金額－2,000円）の最大50%!

【例】年収300万円（所得金額192万円）の人が1万円寄附した場合、（確定申告をすれば）最大4千円の還付を受けることができます。（所得税の税額控除を選択した場合）



控除される額は、  
所得税 (10,000円－2,000円)×40%=3,200円  
住民税 (10,000円－2,000円)×10%=800円 **合計4,000円**

(注1) 寄附金控除には、一定の上限額があります。(注2) 所得控除の場合には控除税額は1,200円（所得税400円、住民税800円）となります。

### ●法人が寄附する場合

一般寄附金の損金算入限度額に加えて、別枠の損金算入限度額が設けられています。



#### 寄附金控除のためのポイント

認定（仮認定）NPO法人に寄附したときに寄附金控除を受けるためには、確定申告が必要です。確定申告の際には、寄附したことを証明する受領証・領収書が必要ですので大切に保管しておいてください。



●お問合せは  
香川県政策部男女参画・県民活動課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

TEL:087-832-3174 FAX:087-831-1165 メールアドレス:kenmin@pref.kagawa.lg.jp

■平成25年4月1日開設のHP「かがわ共助のひろば」では、県内のボランティア・NPO団体の情報を掲載しています。

かがわ共助のひろば   <http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp>

# NPO法人を応援しよう!!



かがやくけん、かがわけん。

香川県



# 地域で頑張っている NPO法人を応援しよう!



寄附  
したい!

地域でこんなに頑張っている  
NPO法人があるんだ。  
何か応援できる方法  
はないかしら?

活躍するNPO法人



活動に参加できれば  
いいけど定期的には  
なかなか難しいな。



それなら、  
寄附で  
NPO法人を  
応援するって  
方法も  
あるよ。

そうか、  
寄附って方法も  
あるんだね!



しかも、  
寄附しやす  
くなるように  
寄附金控除  
が受けられる  
場合がある  
んだよ。

そしたら支援の幅が広がるね!  
これからニュースを見るときは、  
何ていう団体かしっかり見ておくれ。



[NPO法人に寄附するには]

応援したいNPO法人が...

ある

ない

その  
NPO法人は  
認定(仮認定)  
NPO法人  
である



その  
NPO法人は  
香川県NPO  
基金登録団体  
である



NPO 活動  
全般を応援  
したい



税制優遇があります!

寄附の仕方を  
NPO法人に  
お尋ね下さい



「香川県NPO基金」  
納付書にてご寄附  
ください



●このパンフレットでは、次のように省略しています。  
特定非営利活動促進法→NPO法  
特定非営利活動法人→NPO法人  
認定(仮認定)特定非営利活動法人→認定(仮認定)NPO法人  
香川県特定非営利活動促進基金→香川県NPO基金

## 香川県NPO基金とは

県内のNPO活動を支援するための制度です。NPO基金には、支援したい団体を指定して寄附する「団体指定寄附」のほか、支援したい活動分野を選んで寄附する「分野指定寄附」、NPO活動全般を支援する「一般寄附」があります。

認定(仮認定)NPO法人でないNPO法人でも、香川県NPO基金登録団体であれば、寄附した人や団体には税制優遇があります。

これまで、NPO基金には、51個人・団体の皆さんから3千万円以上のご寄附をいただきました。

皆さまからの寄附は、

例えばこのような活動に使われています



香川県NPO基金登録団体は、こちらのホームページで確認できます。

香川県NPO基金

ご寄附  
ありがとう  
ございます



香川県NPO基金に寄附するには

香川県所定の納付書により直接、お近くの金融機関(県内の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合)または、全国の百十四、みずほ、新生の各銀行で寄附金を払い込んでください。なお、納付書が必要な方はご連絡いただければお送りいたします。

香川県NPO基金への寄附は「ふるさと納税」として取り扱われ、  
寄附金控除が受けられます!

### ●個人が寄附する場合

- ・所得税は、所得税率に応じた寄附金控除が受けられます。
- ・住民税は、通常の寄附金控除のほか、住民税所得割額の20%を上限とした特例控除が受けられます。

### 控除額は最大(寄附金額 - 2,000円)!

【例】年収300万円(所得金額192万円)の人が1万円寄附した場合、(確定申告をすれば)最大8千円の還付を受けることができます。



控除される額は、  
所得税 (10,000円-2,000円) × 5% = 400円  
住民税 (10,000円-2,000円) × 10% = 800円  
住民税(特例控除) (10,000円-2,000円) × (90%-5%) = 6,800円 **合計8,000円**  
(注1) ※印は所得税率です。5%として計算しています。(注2) 寄附金控除には、一定の上限額があります。

### ●法人が寄附する場合

寄附金額の全額が損金算入  
されます。

寄附金控除のためのポイント

香川県NPO基金へ寄附したときに寄附金控除を受けするためには、確定申告が必要です。確定申告の際には、寄附したことを証明する納付書が必要ですので大切に保管しておいてください。

